新規就農スタートアップ支援事業のご案内

福岡市では、新規就農者の初期投資の負担軽減を図るため、農業用の機械取得及び施設整備に係る費用の一部を補助します。

●内容

（令和８年 11 月 20 日現在）

	補助率	補助額の上限
農業用機械	補助対象経費(税抜)の１０万円を超える額の **１／２** ※農業経営の主たる農地が指定地域である場合は **３／５**	**５０万円** ※農業経営の主たる農地が指定地域である場合は **７５万円**
農業用施設		**１００万円**

※指定地域（勝馬・志賀島・内野・曲渕・脇山・能古・今津・北崎の８校区）

（例）機械：（税抜 110 万円－10 万円）×1/2＝補助金額 50 万円
機械・施設各１回ずつ申請可能（例：Ｒ８年度に機械、Ｒ９年度に施設を申請など）

●対象者

新規就農して５年以内または今年度中に就農予定の者で、次の要件をすべて満たす者

・農地の利用権等を取得済または取得手続き中であること
・農業の経営面積の合計が一定面積以上の者（上記指定地域においては面積要件なし）
・市税滞納者または暴力団関係者でないこと
※交付を受けた年度中に就農が確認されない場合、または交付年度末から２年以内に離農された場合は、補助金を返還していただきます。

●対象事業

福岡市内の市街化調整区域または市街化区域内の「生産緑地」の農地で利用する農業用の機械及び施設整備で次の要件をすべて満たすもの

【対象の要件】
・他の補助事業の対象とならないものであること
・当該年度内（Ｒ９年３月末日まで）に完了する事業であること
・農業経営以外への汎用性が高いもの（軽トラック、パソコン等）ではないこと
・機械の買替え・ハウスの建替えの場合は、現に所有する機械・施設が耐用年数を過ぎていること
・中古機械又は施設を導入する場合は、今後３年以上使用可能なものであること

【必要書類】
・交付申請書
・導入予定の農業施設・機械の見積書２社以上（中古の場合は１社）　等
☆申請をご希望される方は、書類をご案内いたしますので下記までご連絡ください。

●申請期限

12 月 28 日までに、必要書類を下記までご提出ください。

☆予算の上限に達したときは、受付を終了させていただきます。
☆交付決定後の補助金額の増額変更は認められませんのでご注意ください。
（事業費が下がる場合は、補助金額を再計算いたします。）



【詳細は下記にお問い合わせください】
福岡市農林水産局農業政策課(担い手育成係)
電話 ： 092-711-4852　　メール ： n-seisaku.AFFB@city.fukuoka.lg.jp